

議第10号議案

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月19日提出

提出者	桐生市議会議員	相	沢	崇	文
賛成者	桐生市議会議員	周	東	照	二
	同	森	山	享	大
	同	小	滝	芳	江
	同	佐	藤	光	好
	同	福	島	賢	一
	同	西	牧	秀	乗
	同	井	田	泰	彦

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例

桐生市議会委員会条例(昭和42年桐生市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、次項に規定する常任委員会の少なくとも一つの委員となるものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定の施行の日から施行する。

議 案 説 明

議第10号議案 桐生市議会委員会条例の一部を改正する条例案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員会の委員の選任等に関する規定を設けるため、所要の改正を行うものです。